

行政はもっとDV問題に責任を—岡山でシェルターシンポジウム

さとうしゅういち 2008/11/25

11月22日、23日に倉敷市の川崎医療福祉大学で行われた【第11回全国シェルターシンポジウム2008 in おかやま】に出席した筆者が、参加した分科会で行われた特に印象的だった議論などについてレポート。

日	本
人	理



左写真:宮地さん。中央写真:右から鳥居さん、渡藤さん、小川さん。右写真:シェルターを止めた経緯を語る高橋さん。

【第11回全国シェルターシンポジウム2008 in おかやま】が、22日と23日の2日間、倉敷市の川崎医療福祉大学で行われました。このシンポジウムでは毎年、全国から集まった、DVシェルター関係者、行政関係者らが議論を行います。

■DV問題は「公衆衛生」の問題

1日目は基調講演を聴いたあと、分科会【医療現場におけるDV被害当事者への対応】に参加しました。わたしは広島県で、男女共同参画と、医療関係双方の仕事を担当しているのですが、医療現場には、DVが原因で怪我をしたり病気になった人も多く来ます。しかしこの問題を縦割りに分けてしまうのは不毛であり、DV問題(男女共同参画の課題)も県民にとっては重大な健康問題であると考えており、以前からこのテーマには関心があったのです。

分科会講師の一人、一橋大学大学院の宮地尚子教授のお話は、わが意を得たりでした。「100人に1人は繰り返し命に危険を感じる暴行を受けている。例えば、『100人に1人が命に危険を感じるという感染症』があったら、大問題でしょう。」「DVを「公衆衛生的な問題」「健康問題」として認識しておくことが必要です。」という言葉には、そのとおりだと思いました。一方で、医療関係者の中には、「DV問題に足を突っ込むと大変だ」、と思い込んでしまう例もあるので、彼らの負担感を軽くしてあげることも大事だそうです。

さらに、患者が話しやすいようにするためにも、患者と医療従事者、医療従事者同士を対等な関係にして行くことが必要ではないかという提記にも同感です。宮地さんは今回話されたようなことをまとめた医療従事者向けのマニュアル本「医療現場におけるDV被害者への対応ハンドブック—医師および医療関係者のために」(明石書店)の編著者でもいらっしゃいます。

■「妊婦拒否事件」の背景にDVか？

産婦人科医で、岡山大学教授の中塚幹也さんは、岡山県内でどの程度の助産師・看護師が「妊娠中にDVが増える」ことを知っていたかを調査したところ、「よく知っていた」が21%、「少し知っていた」が59%、「あまり知らない」が15%程度と、やや心もとない結果だったと言います。

また20代の医療従事者のなかには、DV被害者の妊婦に対し「どうしたらよいかわからない」という人が結構いたということです。中塚さんらはDVについての妊婦向けのパンフレットを作っていますが、「医療従事者にとっても有用」、という意見が医療従事者の間でも圧倒的多数だったと言います。「やさしめ」の患者向けのパンフレットでさえも、医療従事者の多くには「新鮮」で「役立つ」ということが印象的でした。

医療現場におけるDVマニュアルは、すでに出している自治体も多いのですが、広島県はまだです。早急に整備する必要があります。

■ 行政の無責任に疑問覚え、シェルター閉鎖

2日目は分科会【DV防止・被害者支援の施策をどうつくるか】に参加しました。元シェルター運営者の高雄きくえさんは、DVの緊急一時保護が本当に民間でやるべきことなのか、ニーズが高度になる中でできるのか、という疑問を今の行政に対して抱き、7年間広島市内で運営していたシェルターを2008年3月に閉鎖し、この分科会を主宰しました。

■ 先進地は「行政責任明確、首長にリーダーシップ」

広島市議の馬庭恭子さんは、「広島市は、DV防止法策定に伴い義務付けられた基本計画は、『早期に策定、他都市の調査を行うとともに、体制のあり方を検討していく』と議会答弁しているが、進みそうもない。相談は増えているが稼働しているシェルターは、一カ所しかない」と発言。その上で「市民からDV相談を受ける婦人相談員が二名いるが、非常勤待遇。また、最近増えてきた外国人へのサポートが不十分である」など課題を指摘しました。

さらに野田市、横浜市、米子市での視察経験から「先進地に共通しているのは、行政責任をしっかり位置付け、行政職員がマネジメントをしている。米子では、県レベルで鳥取県の知事がリーダーシップを発揮している。野田市は予算をDV対策に配分し、公設民営のシェルターをつくり、行政責任の所在を明らかにし、NPO、市民活動との役割分担を明確にしている」と述べました。

最後に「広島市も、9月に女性副市長が誕生したので、これを契機にDV問題に縦割りを廃したチームづくり『クロスセクション方式』を活用させていく」と抱負を語りました。

■大先輩も「非常勤相談員の待遇上げて」

東京の須藤昌子さんは、DV被害当事者で、初期の「駆け込み寺」設置の運動に関わっておられます。当時、「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」の分科会で、「はやく駆け込む場所をつくろう」と提起しました。東京都を突き上げ、駆け込み寺ができた、ということです。当時の運動は、「おかしいことはおかしいと、気づいた人が行動すればよい。おかしいことはみんな同じだから、手をつなごう」というものでした。須藤さんも、現代の行政への注文として、非常勤の相談員をきちんと他の職員と同じにしたいと提起しました。

■財政難で「量」を抑制し、「質」を維持……シェルターの苦悩

お茶の水女子大学大学院生の小川真理子さんは、2006年度に全国の民間シェルターを調査した結果を発表しました。

それによると、法施行前の1999年当時に比べると、民間シェルターの専門性や援助の内容などは多様化しています。一方で、行政を補完するためのシェルター活動が過重な負担になり、民間シェルターの本来の目的である女性の権利擁護運動に手が回らない状況があります。シェルター利用者数を抑制することで、質を保っています。とはいえDVを「公の人権問題」としたのは、やはりシェルターの活動の功績であり、いわば、「私的領域」から「公的領域」に横渡しをした、とこれを評価しました。

2007年の法改正で、DV対策への努力義務が設けられた市町村の対応は特に財源がネックになって遅れています。国は、統一的な財政支援についての基準を設けるべきだということです。シェルターに対しては「当面、企業や財団に活動への理解を求める活動をしていくことや、ネットワークを造っていくことが必要」と提起しました。

その後、フロアーから活発な発言がありました。

「担当の行政職員は、『わたしはよくわからないのでお任せします』という。社交辞令かもしれないが不愉快」

「自治体が、人件費を出してくれるのはいいが、実態に合わない。こちらは、6人が作業を分担しているのに、役所は、一人を雇用保険がつく基準以上働かせる条件でないと出してくれない」など不満も出ました。

わたしも「高雄さんの行政へのご不満は良く分かる。昨日まで土木にいたような人が、いきなり担当にするような人事異動をして、プロを育てない。非常勤職員については、最近労組も待遇改善を要求しましたが遅かった。管理職も議会も、女性が少なすぎる。幅広い分野に女性が参画し、全体構造を変えることが必要ではないか」と持論を申し上げました。